

財務省第12入札等監視委員会
令和3年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和4年3月15日(火) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室	
委 員	委 員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委 員 堺 祥子(井口・堺法律事務所 弁護士)	
	委 員 東 能利生(東能利生公認会計士事務所 公認会計士)	
審議対象期間	令和3年10月1日(金) ～ 令和3年12月31日(金)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名 : 佐世保市東山町所在国有地擁壁修繕工事 契約相手方 : 株式会社緑化センター (法人番号 2310001006161) 契約金額 : 4,730,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年11月10日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 下関港湾合同庁舎排煙設備更新工事 契約相手方 : 株式会社ファビルス北九州支社 (法人番号 9290001016198) 契約金額 : 16,280,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年11月15日 担当部局 : 門司税関
随意契約(公共工事)	-件	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : フーリエ変換赤外分光光度計の解析用機器の更新 一式 契約相手方 : 株式会社テクノ・スズタ (法人番号 4310001001177) 契約金額 : 4,125,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年12月16日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 確定申告期におけるPC設定及びLAN配線業務 契約相手方 : Dynabook株式会社 (法人番号 8010601034867) 契約金額 : 14,410,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年11月16日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(物品役務等)	-件	—
うち応札(応募)業者数 1者関連	3件	契約件名 : 佐世保市東山町所在国有地擁壁修繕工事 契約相手方 : 株式会社緑化センター (法人番号 2310001006161) 契約金額 : 4,730,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年11月10日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 下関港湾合同庁舎排煙設備更新工事 契約相手方 : 株式会社ファビルス北九州支社 (法人番号 9290001016198) 契約金額 : 16,280,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年11月15日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : フーリエ変換赤外分光光度計の解析用機器の更新 一式 契約相手方 : 株式会社テクノ・スズタ (法人番号 4310001001177) 契約金額 : 4,125,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年12月16日 担当部局 : 長崎税関
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回 答
【事案 1】 契約件名 :佐世保市東山町所在国有地擁壁 修繕工事 契約相手方 :株式会社緑化センター (法人番号 2310001006161) 契約金額 :4,730,000円(税込) 契約締結日 :令和3年11月10日 担当部局 :福岡財務支局	
1者応札かつ高落札率であるため、予定価格の積算が適正か、競争性が働いているか。また、前回の審議案件と同地域の案件であり、落札者も同一であるため、その後の方策が妥当であったかについて確認したい。	
本工事は未利用地国有地管理業務に含まれているとはいえないが、何故、当該業務委託業者から参考見積を徴収しているのか。	擁壁の法下の土地が管理委託対象財産であり、委託業者は定期的に工事箇所へ訪れている。また、当該業者は「とび・土木・コンクリート工事」の資格等級を保有していることから、参考見積を依頼したものである。
予定価格算出資料に記載されている「業者ヒアリング」とは落札業者のことか。また、ヒアリングは1者のみか。	ヒアリング先は落札業者であり、ヒアリングしたのは当該業者のみである。
業者ヒアリングを落札業者のみとした理由は何か。	当局には土木技術職員が在籍しておらず、職員だけで工法や数量等を決めることは困難である。このため、業者に参考見積を提出してもらうだけでなく、工法や仕様書のアドバイスをもらっているのが実情であり、業者との関係構築が必要である。通常あまり付き合いのない業者に対し、そこまで依頼することは困難と考える。
競争性確保の観点から、参考見積依頼先が1者で良かったのか。	見積依頼は1者であるが、別途、競争性確保のために、長崎県建設業協会を通じた入札案内のほか、個別に業者へ声掛けなど対応している。
他の業者から参考見積書を徴収することはできなかったのか。	現地を見たとうえで積算する必要があり、時間の確保が難しいのではないかと考える。
土木工事は工法の選定が難しいと考えるが、工法について複数の業者から意見を聞くことが大事ではないか。	業者の負担等を勘案し、どのような選定方法が良いのか検討していきたい。
予定価格算出資料に添付している通達には、「正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。」と記載されているが、これについて貴局はどのように考えているのか。	本通達は国土交通省の通達であり、当局は工事費の考え方や比率等を参考にしているが、該当部分は適用していない。

意見・質問	回 答
【事案 2】 契約件名 : 下関港湾合同庁舎排煙設備更新工事 契約相手方 : 株式会社ファビルス北九州支社 (法人番号 9290001016198) 契約金額 : 16,280,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年11月15日 担当部局 : 門司税関	
1者応札であり、非常に落札率が高い。予定価格の算出は適正か、また競争性が働いているのか。	
予定価格算出に当たって、E社の製品価格のみを参考にした理由は。	国内でエンジン付きの排煙機を製造しているメーカーが少なく、落札者を含む2社から、施工の際はE社に発注すると聴取したことから、E社の製品価格を参考にした。
エンジン付きの排煙機を扱っているメーカーはあまりないとの説明であるが、インターネット情報を見るとE社以外にもあると思うが如何か。	インターネット等を利用して情報収集を行ったが、同排煙機を取り扱う他業者を見つけることができず、結果、応札者から聴取したE社からのみの見積書取得となった。
応札者が介入してくるわけであるが、そもそも応札者だけに聴取した理由は。	応札者は、当方と契約実績がある業界に精通した業者であり、同者から聴取することが妥当な策と考えたためである。
本事案業務が施工可能な業者は少なくないと考えられるが、結果的に1者応札となった理由及び競争性確保の方策について教えていただきたい。	本事案は、当初、競争参加資格を満たす4者の応札を想定し、公告期間を16日間(通常10日間)と長くすることで応札者の確保に努めたが、「下請け業者の手配が困難」「他工事を受注したことで現場代理人が不足」「繁忙期での工事となること」等の事情により、1者入札となった。 今後においては、工期を可能な限り繁忙期(2～3月)に掛からないように設定することで、更なる競争性を確保したいと考えている。
4者の応札が見込まれた中で、結果的に1者応札となったわけであるが、工期のタイミングの他に、競争性を確保する方策があれば教えていただきたい。	繰り返しになるが、今回1者応札に至った原因は、本事案の着手が遅れたことと考えている。今後、工期が長い案件については、優先して早期着手に努め、競争性を確保したいと考えている。
今期は、同じ下関港湾合同庁舎の火災受信機更新工事も入札が行われており、そちらは複数社の応札となっている。火災受信機更新と排煙設備更新は関連していると考えるが、入札を分けたのはなぜか。	海外部品の供給遅延及びコロナ禍による人員不足を心配し、工期内の確実な施工を第一と考え、別々で調達を実施した。
E社の価格を業者のヒアリングから採用したとのことであるが、その2者はどの会社か。	本事案の落札者及び火災受信機更新工事を落札した者である。

意見・質問	回 答
【事案 3】 契約件名 : フーリエ変換赤外分光光度計の 解析用機器の更新 一式 契約相手方 : 株式会社テクノ・スズタ (法人番号 4310001001177) 契約金額 : 4,125,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年12月16日 担当部局 : 長崎税関	
落札率が高く、1者応札である。予定価格の算出は適正か、競争性が働いているのか。	
本件光度計はX社製であるが、長崎に同社製品を取り扱う代理店は何社存在するのか。	長崎県内に同社の製品を取り扱う代理店は、落札者とA社の2社存在している。どちらも入札に参加できる資格を持っているが、メーカーであるX社によると、今回の調達物品についてのみ言えば、長崎県内の取扱い代理店は落札者のみとなることである。 X社は、不具合等のトラブルに早急に対応できるよう、各県に窓口となる正規代理店を必ず1社置くようにしており、営業エリアも各県内のみという取り決めがなされているため、長崎での調達であれば、長崎県外の代理店が応札することはないことである。また、X社としては、これらの代理店契約を結んでいる者以外との取引は通常行っていない。
「市場価格等調査表」を見る限り、デスクトップ型PCと現地作業料の差があっただけであるが、その他のソフト等についての金額が同一だった理由は何か。	同価となっているものは、メーカーであるX社から調達する解析用のデータベース関係のものであり、価格についてはメーカーから提示される定価となるため、必然的に金額が同一になってしまうということになる。
1者応札となった理由及び競争性確保の方策についてお教えていただきたい。	1者応札となった理由については、参考見積を依頼したA社も当初応札予定としていたが、「他の案件のクレーム対応で書類が準備できそうにない」ということで応札断念に至ったものである。 競争性確保の方策については、昨年度第3回委員会での審議結果を踏まえ、今回は、長崎県外の複数の業者(3社)にも声掛けを行った。その結果、先ほど説明したとおり、管轄外のため各社参加できないとの回答を得たものである。このような特殊機器の調達に当たっては、取扱い店に限られている中ではあるが、今回のように書類提出が間に合わないと言うことで入札を断念する者が出ないように、今後は公告期間を十分に確保するなどして、引き続き競争性の確保に努めていきたいと考えている。

意見・質問	回 答
【事案 4】 契約件名 : 確定申告期におけるPC設定及びLAN配線業務 契約相手方 : Dynabook株式会社 (法人番号 8010601034867) 契約金額 : 14,410,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年11月16日 担当部局 : 福岡国税局	
落札率が高い。予定価格の積算が適正か、競争性が働いているか確認したい。 また、令和2年度第3回で同案件を扱っているため、その後の方策が妥当であったか検証する必要がある。	
昨年は1者応札であったが、今回は2者の応札があった。応札者を増やすためにどのような努力をされたか伺いたい。	昨年度までは、仕様書において受託者の要件として「過去5年以内に本業務と同規模の運営実績を示す書類」を求めていたが、昨年度の監視委員会において、新しい業者を増やす障害になっているのではという指導をいただいたためこの要件を削除した。また、仕様書の作成に当たっては、今回落札した業者のほか、過去に入札に参加した1業者に対しても、障害となる点がないか意見を聴取しながら進めた。 その他、電子調達システムから入札説明書をダウンロードした業者に対して、積極的に入札参加の呼びかけを行った。 以上の取り組みの結果、2者応札となった。
設定対象PCは、機種がTOSHIBA dynabook、対象プリンターはキャノン製に限定されているが、いつから当該機種が選定されているのか。	PC及びプリンタについては、国税庁において調達を行っているものであるため、詳細については当局では分からない。
本事案については前年度は1者応札であり、当年度は2者応札となり競争性の確保の観点からは望ましい方向にあると考えるが、結果として同一業者の3カ年連続での落札となっている。この点に関しての評価を教えてください。	結果として同一業者の3カ年連続での落札となったが、今年度は複数応札で競争性も働いていると思われ、また、その入札金額が予定価格の範囲内であり、市場の価格に照らし合わせて適正であれば特に問題はないと考えている。落札業者が入れ替わることで競争性が働いているものと認識できると思われるため、今後も引き続き、新規業者への声かけを行い、応札者の増加に努めていきたい。

【委員会の審議結果】	
今期については、全体を通して1者応札の減少が見られ、良い傾向にあると思われる。しかしながら、特定の案件については依然として1者応札が続いていることから、当委員会としては引き続き注視していく必要があると考える。	
(第1事案について) 仕様書を作成するに当たり、見積書を1者からしか徴収していないことは好ましくない。予定価格の算定のみならず、工法の選定においても特定の業者の意向に左右される可能性がある。 仕様書の作成に当たっては、複数者から見積書を徴収していただきたい。	
(第2事案について) 装置の特殊性から特定メーカー製品に限られた事情は理解できるが、結果的に1者応札になった要因とも考えられる。仕様書の作成においては、予断を許さず特定のメーカー製品に限定されないような方策を取られたい。	
(第3事案について) メーカーの代理店施策から結果1者応札となつてしまったという事情は理解できる。しかしながら、本体と解析用機器の分割発注では競争性の確保は難しいと考える。メーカーからの競争というのは、光度計本体の市場で行われている以上、次回においては、本体と解析用機器の同時更新を検討されたい。	
(第4事案について) 仕様書の見直し等により複数者の応札が実現できたことは非常に良い傾向にあると思われる。しかしながら、特定の業者の落札が続いていることについては、競争性の確保の観点から好ましいとは言えない。 業務の内容から参入できるのは大手業者に限られてしまうと思うが、今回の応札業者以外の業者からも応札があるよう引き続き検討されたい。	